

法務省矯成第 6 4 9 号
令和 8 年 5 月 1 日

矯正管区長 殿
矯正施設の長 殿
矯正研修所長 殿（参考送付）

法務省矯正局長 日 笠 和 彦
（公印省略）

夜間及び休日の未決拘禁者等と弁護人等との面会等の取扱いについて
（通達）

標記については、「夜間及び休日の未決拘禁者等と弁護人等との面会等に関する申合せ」（平成 1 9 年 3 月 1 3 日付け法務省及び日本弁護士連合会申合せ）を踏まえた同年 5 月 2 5 日付け法務省矯成第 3 2 4 6 号当職通達「夜間及び休日の未決拘禁者等と弁護人等との面会等の取扱いについて」（以下「平成 1 9 年通達」という。）により実施してきたところ、今般新たに、別添のとおり、法務省と日本弁護士連合会との間で申合せ（以下「新申合せ」という。）が行われ、夜間及び休日の文書等の差入れや被疑者の休日面会等に関する取扱いの変更がなされますので、本年 6 月 1 日以降は、新申合せに留意の上、未決拘禁者等と弁護人等との面会等を適切に実施するよう願います。

なお、新申合せ記の 8 に記載されている予約が行われていない場合においても、弁護人等が未決拘禁者等との面会等の申出をしたときは、職員配置等が可能な限り、できるだけ実施するよう願います。

おって、平成 1 9 年通達は本年 5 月 3 1 日をもって廃止します。

夜間及び休日の未決拘禁者等と弁護人等との面会等に関する申合せ

本申合せは、法務省及び日本弁護士連合会が、刑事施設における夜間及び休日の未決拘禁者と弁護人等との面会及び未決拘禁者に対する文書等の差入れ並びに少年鑑別所及び少年院における夜間及び休日の少年と弁護人等及び付添人等との面会及び少年に対する文書等の差入れについて、その手続及び判断の円滑を図るため、下記のとおり申し合わせるものである。

記

(定義)

- 1 本申合せにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - ア 休日 行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号に定める日
 - イ 平日 休日以外の日
 - ウ 執務時間 午前8時30分から午後5時までの時間
 - エ 夜間 平日における、執務時間終了時以後午後8時までの時間
 - オ 未決拘禁者 刑事施設に収容されている被逮捕者、被勾留者その他未決の者として拘禁されている者
 - カ 未決在所者 刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)の規定により少年鑑別所に勾留(少年法(昭和23年法律第168号)第45条第4号の規定により勾留とみなされる場合を含む。)されている者又は刑事訴訟法第167条第1項(同法第224条第2項において準ずる場合を含む。)の規定により少年鑑別所に留置されている者
 - キ 被観護在所者 少年法第17条第1項第2号の観護の措置(同条第7項の規定により同号の観護の措置とみなされる場合を含む。)が執られて少年鑑別所に収容されている者又は同法第14条第2項において準用する刑事訴訟法第167条第1項の規定により少年鑑別所に留置されている者
 - ク 保護処分在院者 少年法第24条第1項第3号並びに第64条第1項第2号(同法第66条第1項の規定による決定を受けた場合に限る。)及び第3号の保護処分(少年院法(平成26年法律第58号)第138条第2項及び第4項(同法第139条第3項において準用する場合を含む。)並びに第139条第2項の規定による措置並びに更生保護法(平成19年法律第88号)第72条第1項及び第73条の2第1項の規定による

- 措置を含む。)の執行を受けるため少年院に収容されている者
- ケ 弁護士等 弁護士及び弁護士を選任することができる者の依頼により
 弁護士となろうとする者(弁護士でない者にあつては、弁護士に選任する
 ことにつき裁判所の許可がされた後に限られる。)
 - コ 付添人等 付添人及び付添人を選任できる者の依頼により付添人にな
 ろうとする者(弁護士でない者にあつては、付添人に選任することにつき
 家庭裁判所の許可がされた後に限られる。)
 - サ 文書等 検察官から開示を受けた証拠、裁判所で謄写した記録、訴
 訟に関する弁護士作成書面(作成者が記名により明らかであること)、
 検察官作成書面、裁判所提出予定証拠及び書面、被疑者ノート(日本弁
 護士連合会作成書式の書き込みのないもの)、弁護士等の連絡に使う未
 使用の市販ノート(規律及び秩序の維持上支障のある形状のものを除
 く。)、刑事事件に関する示談書、念書、同意書、誓約書、脱退願、反省
 文、謝罪文及び委任状、付添人選任届、委託法律援助利用申込書(刑事
 被疑者援助及び少年付添援助に限る。)、弁護士選任届、国選弁護士選
 任請求書、国選弁護士選任請求書・資力申告書並びに私選弁護士選任
 申出書

(被疑者の夜間の面会)

- 2 被疑者の弁護士等との面会は、夜間にも実施する。

(被疑者の休日の面会)

- 3 被疑者の弁護士等との面会は、休日における、平日の執務時間と同一の時間
 にも実施する。ただし、当該刑事施設に収容された後の弁護士等との2回目以
 降の面会については、面会の回数は1日につき1回までとし、面会時間の上限
 は1時間程度とする。

(被疑者に対する夜間又は休日の文書等の差入れ)

- 4(1) 弁護士等による被疑者に対する文書等の差入れは、第2項又は第3項の
 面会の機会において弁護士等が希望した場合、夜間又は休日にも受け付け
 る。
- (2) 差入れの受付時間は、当該面会実施日において面会を実施する時間と同
 一とする。
- (3) 文書等の合計枚数の上限はおおむね30枚(両面印刷。片面印刷の場合6
 0枚。ノートの場合60ページ。以下同じ。)とする。ただし、一つの文書

等が本項に定める枚数を超過する場合には当該文書等の全体を差し入れる必要がある場合に限り、その全部の差入れができるものとする。

- (4) 夜間又は休日に差入れを受け付けた文書等について、検査に時間を要することなどにより即日引き渡すことができない事情がある場合は、翌日以降できる限り速やかに被疑者に引き渡す。

(被告人の夜間の面会)

- 5(1) 被告人の弁護人等との面会は、次の各号に掲げる場合において、夜間にも実施する。

ア 当該面会希望日の次の平日から起算して5日（休日の日数は算入しない。）以内に公判期日（公判前整理手続期日、期日間整理手続期日、進行協議期日及び打合せ期日（刑事訴訟規則（昭和23年最高裁判所規則第32号）第178条の16の規定に基づき実施される期日）を含む。以下同じ。）が指定されている場合

イ 上訴期限、抗告期限又は控訴趣意書、上告趣意書、予定主張記載書面等の提出期限が当該面会希望日の次の平日から起算して5日（休日の日数は算入しない。）以内に迫っている場合

- (2) 上記(1)により面会を実施する場合において、公判期日の終了時刻の遅延や交通事情等により被告人の刑事施設への帰着が午後7時を過ぎる場合は午後8時30分まで面会を行えるものとする。

(被告人の休日の面会)

- 6 被告人の弁護人等との面会は、次の各号に掲げる場合において、土曜日の午前中にも実施する。

ア 当該面会希望日の次の平日から起算して10日（休日の日数は算入しない。）以内に公判期日が指定されている場合

イ 上訴期限、抗告期限又は控訴趣意書、上告趣意書、予定主張記載書面等の提出書類の提出期限が当該面会希望日の次の平日から起算して10日（休日の日数は算入しない。）以内に迫っている場合

(被告人に対する夜間又は休日の文書等の差入れ)

- 7(1) 弁護人等による被告人に対する文書等の差入れは、第5項又は第6項の面会の機会において弁護人等が希望した場合、夜間又は休日にも受け付ける。

- (2) 差入れの受付時間は、当該面会実施日において面会を実施する時間と同

一とする。

- (3) 文書等の合計枚数の上限はおおむね 30 枚とする。ただし、一つの文書等が本項に定める枚数を超過する場合には当該文書等の全体を差し入れる必要がある場合に限り、その全部の差入れができるものとする。
- (4) 夜間又は休日に差入れを受け付けた文書等について、検査に時間を要することなどにより即日引き渡すことができない事情がある場合は、翌日以降できる限り速やかに被告人に引き渡す。

(予約)

- 8(1) 未決拘禁者との夜間又は休日の面会を希望する弁護士等は、第 3 項ただし書の場合も含め、当該面会希望日の直近の平日（当該面会希望日を含まない。）の執務時間終了までに予約をする。ただし、夜間の面会について、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める時点までに予約をする。
 - ア 当該面会希望日当日に面会の必要が生じた場合（イに掲げる場合を除く。） 当日午後 4 時
 - イ 当該面会希望日に公判期日が開かれており、翌日にも公判期日が予定されている場合 当該面会希望日の執務時間終了時刻
- (2) 上記(1)の予約の方法は、弁護士等から刑事施設に電話をすることによって行う。
- (3) 上記(1)の時間までに連絡があった場合、刑事施設は、管理運営上特段の支障がない限り予約に応じるものとする。
- (4) 弁護士等は上記(1)の予約に当たり緊急連絡先を告知するとともに、面会が遅延又は中止となることのないように留意し、遅延又は中止となる場合には速やかに刑事施設に連絡する。
- (5) 上記(1)の予約が行われていない場合には、職員配置の事情等により、面会が実現できないこともある。
- (6) 弁護士等が面会の際に第 4 項又は第 7 項の文書等の差入れを希望する場合、予約の際に申し出るとともに、交付する文書等の種類及び分量を申告する。申告がされていない場合には、文書等の差入れが受け付けられないこともある。

(被収容者と再審請求に係る弁護士との面会等)

- 9 被収容者と再審請求のために選任された弁護士が即時抗告、異議申立て又は特別抗告の打合せのためにする面会及び文書等の差入れについては、

第 5 項ないし第 7 項に定める被告人の弁護人等との面会及び文書等の差入りに準ずる。

(少年鑑別所における面会等)

10(1) 未決在所者

ア 未決在所者の弁護人等との夜間の面会及び文書等の差入れについては、第 2 項及び第 4 項に定める被疑者の弁護人等との面会及び文書等の差入りに準ずる。

イ 未決在所者の弁護人等との休日の面会については、次の各号に掲げるものについて、それぞれ当該各号に定める時間にも実施する。

(ア) 当該少年鑑別所に収容された後の弁護人等との初めての面会 休日における、平日の執務時間と同一の時間

(イ) 当該少年鑑別所に収容された後の弁護人等との第 2 回目以降の面会 土曜日の午前中

ウ 休日の文書等の差入れについては、上記イに定める面会の機会において弁護人等が希望した場合、受け付ける。なお、文書等の差入れの手続は、第 4 項に定める文書等の差入りに準ずる。

(2) 被観護在所者

ア 被観護在所者の付添人等との夜間の面会及び文書等の差入れについては、第 5 項 ((2)を除く。) 及び第 7 項に定める被告人の弁護人等との面会及び文書等の差入りに準ずる。

イ 被観護在所者の付添人等との休日の面会については、次の各号に掲げるものについて、それぞれ当該各号に定める時間にも実施する。

(ア) 当該少年鑑別所に収容された後の付添人等との初めての面会 休日における、平日の執務時間と同一の時間

(イ) 当該少年鑑別所に収容された後の付添人等との第 2 回目以降の面会 土曜日の午前中

ウ 休日の文書等の差入れについては、上記イに定める面会の機会において付添人等が希望した場合、受け付ける。なお、文書等の差入れの手続は、第 7 項に定める文書等の差入りに準ずる。

(3) 未決在所者及び被観護在所者の予約に関する事項については、第 8 項に定める未決拘禁者との夜間又は休日の面会に係る規定に準ずる。

(少年院における面会等)

11 保護処分在院者の弁護人等及び付添人等との被疑事件及び抗告審 (再抗

告審を含む。)の打合せのための面会及び文書等の差入れについては、第2項ないし第4項及び第8項に定める被疑者の弁護人等との面会及び文書等の差入れに準ずる。

(例外的措置)

12 上記にかかわらず、弁護人等又は付添人等から、次に掲げる事情が存在し、平日の執務時間内に面会及び文書等の差入れを実施することが困難であるとの申出がある場合には、夜間又は休日(平日の執務時間と同一の時間)にも刑事施設、少年鑑別所及び少年院はこれらを認める。

ア 弁護人等又は付添人等が遠隔地から来訪する場合

イ 通訳を要する事案において、通訳人が遠隔地から来訪する場合

ウ 未決拘禁者、未決在所者、被観護在所者及び保護処分在院者から、弁護人等又は付添人等に対し、被疑事件について取調べを受けたので至急面会したい旨の信書(電報及びファクシミリを含む。)が休日又はその直前に届いた場合

エ その他上記に準ずる緊急性又は必要性が認められる場合

(施行日)

13 本申合せは、令和8年6月1日から施行するものとする。

(従前の確認事項の廃止)

14 法務省矯正局と日本弁護士連合会が合意した平成19年3月13日付け「夜間及び休日の未決拘禁者と弁護人等との面会等に関する申合せ」は、令和8年5月31日をもって廃止する。